

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

(新設)

		資料番号	60-2	担当課	薬務衛生課
法令名	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	根拠条項	12-5	許認可等の内容	食鳥処理衛生管理者認定講習会の登録
<p>○食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律 (抄) (平成二年六月二十九日号外法律第七十号) (食鳥処理衛生管理者)</p> <p>第十二条 食鳥処理業者は、食鳥処理を衛生的に管理させるため、食鳥処理場ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、食鳥処理衛生管理者を置かなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 次の各号のいずれかに該当する者でなければ、食鳥処理衛生管理者となることができない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 学校教育法第五十七条に規定する者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者で、食鳥処理の業務に三年以上従事し、かつ、都道府県知事の登録を受けた講習会の課程を修了した者</p> <p>6 (略)</p> <p>7 第五項第三号の養成施設及び同項第四号の講習会の登録に関して必要な事項は政令で、受講科目その他同項第三号の養成施設及び同項第四号の講習会の課程に関して必要な事項は厚生労働省令で定める。</p> <p><政令で定める必要事項></p> <p>○食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令 (抄) (平成三年三月二十五日号外政令第五十二号) (講習会の登録)</p> <p>第八条 法第十二条第五項第四号の講習会の登録を受けようとするときは、その実施者は、厚生労働省令で定めるところにより、その講習会の実施地の都道府県知事に登録の申請をしなければならない。</p> <p>(登録の基準)</p> <p>第十条 都道府県知事は、第八条の規定により登録を申請した講習会の実施者が法第十二条第七項の厚生労働省令で定めるところにより講習会を実施するものであるときは、その登録をしなければならない。</p> <p><厚生労働省令で定める必要事項></p> <p>○食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則 (抄) (平成二年六月二十九日号外厚生省令第四十号) (講習会の課程)</p> <p>第十四条 法第十二条第七項の講習会の課程は、次に掲げる要件のすべてに適合するものでなければならない。</p> <p>一 次のイからへまでに掲げる科目を教授し、その時間数が当該イからへまでに掲げる時間数以上であること。</p> <p>イ 公衆衛生学概論 四時間</p> <p>ロ 食鳥検査関係法令 四時間</p> <p>ハ 家きん解剖・生理学 二時間</p> <p>ニ 家きん疾病学 六時間</p> <p>ホ 食鳥肉衛生学 六時間</p> <p>へ 関連法令 二時間</p> <p>二 講師は、学校教育法に基づく大学において前号イからへまでに掲げる科目に相当する学科を担当している者、国若しくは都道府県、保健所を設置する市若しくは特別区において食品衛生行政若しくは食品衛生に関する試験</p>					

業務に従事している者又はこれらの者と同等の知識及び経験を有すると認められる者であること。

三 学校教育法に基づく中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は第六条各号に掲げる者で、食鳥処理の業務に三年以上従事した者であることを受講資格とするものであること。

四 受講者に対し、講習会の終了に当たり試験その他の方法により課程修了の認定を適切に行うものであること。

(登録の申請手続)

第十五条 令第八条の規定により登録の申請をしようとする者は、申請書に、住民票の写し（法人にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書）及び次の事項を記載した書面を添えて、当該登録に係る講習会の実施地の都道府県知事に提出しなければならない。

一 講習会の実施者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

二 令第九条各号のいずれかに該当する事実の有無

三 法人にあつては、役員の氏名、住所及び略歴

四 講習会場の名称及び所在地

五 実習を行う場所の名称及び所在地

六 講習会の実施期間及び日程

七 受講予定人員

八 講習科目及び時間数

九 講師の氏名及び職業、その担当する講習科目並びに当該講習科目ごとの時間数